

## 函館市障がい者基本計画，函館市障がい福祉計画について

- 平成5年 12月 心身障害者対策基本法を全面改正し，障害者基本法が成立
- 平成14年12月 国が「障害者基本計画」を策定
- 平成15年 3月 北海道が「北海道障害者基本計画」を策定

障がい福祉施策の基本的な方向と主要な施策を定める

- 平成18年 2月 「函館市障がい者基本計画」策定

障害者基本法に基づき策定  
今後の函館市の障がい者施策の基本となる中長期の計画

- 平成18年 4月 障害者自立支援法の施行

- ・障がい者施策の3障がい一元化
- ・利用者本位のサービス体系に再編
- ・就労支援の抜本的強化
- ・支給決定の透明化・明確化
- ・安定的な財源の確保

「市町村障害福祉計画」  
策定の義務付け

- 平成19年 2月 「函館市障がい福祉計画（H18～H20）」を策定

障がい福祉サービス等の数値目標やサービスの見込量を定めるとともに，その提供体制を確保するための方策を定め，提供体制の計画的な整備を図る。

- 平成20年度 「第2期函館市障がい福祉計画（H21～H23）」を策定
- 平成23年度 「第3期函館市障がい福祉計画（H24～H26）」を策定
- 平成25年 4月 障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法の改正）
- 平成26年度 「第4期函館市障がい福祉計画（H27～H29）」を策定
- 平成27年度 「第2次函館市障がい者基本計画（H28～H37）」を策定

障がいのある人が生きがいを持ち，自立し，安心して暮らせる共生社会をめざす。

- 平成28年 6月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の制定

- 平成29年度 「第5期函館市障がい福祉計画（H30～H32）」を策定

児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを踏まえ，障害児福祉計画を包含し，一体として第5期計画を策定

- 令和2年度 「第6期函館市障がい福祉計画（R3～R5）」を策定
- 令和5年度 「第7期函館市障がい福祉計画（R6～R8）」を策定予定

引き続き，障がいのある人や障がいのある子どもの地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制等の構築や社会参加の促進を基本理念とした計画を策定予定

## 第6期函館市障がい福祉計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

障害者総合支援法の施行を受け、障がい者の地域生活を支援するためのサービス提供体制等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、障がい福祉サービスをはじめ相談支援や地域生活支援事業を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保することをめざし、策定したものです。

### 2 計画の位置付け

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、「函館市障がい者基本計画」の実施計画として位置付けています。

### 3 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

### 4 計画推進のための基本的事項

#### (1) 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるよう、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービス等および障害児通所支援等の提供をはじめとするさまざまな支援を行います。

#### (2) 計画の基本的な方向

- ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらないサービス提供の推進
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保
- ⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

## 5 第6期計画における重点的な取組

- (1) 相談支援体制の充実と強化
- (2) 障がいのある人の地域生活への移行促進
- (3) 地域社会の支え合い
- (4) 障がいのある人の就労の促進
- (5) 障がいのある子どもに対する支援の強化
- (6) 権利擁護の推進

## 6 令和5年度の成果目標

施設入所者の地域生活への移行者数 (令和元年度末の施設入所者数 536 人に対する割合)	19 人	3.6%
施設入所者の減少数 (基準日 (令和元年度末入所者数 536 人) との割合)	9 人	1.6%
一般就労への移行者数 (令和元年度の一般就労移行者数 57 人に対する割合)	72 人	1.27 倍
うち就労移行支援事業を通じた移行者数	36 人	
うち就労継続支援 A 型事業を通じた移行者数	18 人	
うち就労継続支援 B 型事業を通じた移行者数	18 人	
就労定着支援事業利用者数 (令和5年度一般就労移行者数 72 人に対する割合)	50 人	7割
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所 (令和5年度就労定着支援事業所数に対する割合)	2 か所	7割

## 7 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み

障がい福祉サービス(月あたり)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	時間	5,405	5,405	5,405
	人	428	428	428
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	3,839	3,839	3,839
	人	340	340	340
重度訪問介護	時間	751	751	751
	人	8	8	8
同行援護	時間	657	657	657
	人	70	70	70
行動援護	時間	48	48	48
	人	9	9	9
重度障害者等包括支援	時間	110	110	110
	人	1	1	1

日中活動系サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	1,022	1,032	1,042
	日	19,755	19,949	20,142
自立訓練（機能訓練）	人	10	10	10
	日	66	66	66
自立訓練（生活訓練）	人	43	43	43
	日	946	946	946
就労移行支援	人	61	61	61
	日	917	917	917
就労継続支援（A型）	人	164	174	184
	日	3,226	3,423	3,619
就労継続支援（B型）	人	867	910	956
	日	14,444	15,161	15,927
就労定着支援	人	12	14	16
療養介護	人	45	45	45
短期入所（ショートステイ）	人	27	31	36
	日	226	260	302
居住系サービス				
共同生活援助 （グループホーム）	人	416	437	459
施設入所支援	人	535	531	527
自立生活援助	人	4	5	6

相談支援（月あたり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	386	409	434
地域移行支援	人	8	9	10
地域定着支援	人	4	5	6

障害児支援（月あたり）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	250	268	287
	日	2,415	2,589	2,772
医療型児童発達支援	人	25	25	25
	日	195	195	195
放課後等デイサービス	人	757	833	900
	日	8,501	9,355	10,107
保育所等訪問支援	人	16	19	22
	日	16	19	22
居宅訪問型児童発達支援	人	2	3	4
	日	8	12	16
障害児相談支援	人	115	130	147

地域生活支援事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・研修啓発事業	—	有	有	有
自発的活動支援事業	—	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	有	有	有
住宅入居等支援事業	—	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	35	45	59
成年後見制度法人後見支援事業	—	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	1,331	1,331	1,331
手話通訳者設置事業	人	2	2	2
日常生活用具給付等事業	件	8,735	9,072	9,422
手話奉仕員養成研修事業	人	130	130	130
移動支援事業	人	40	40	40
	時間	335	335	335
地域活動支援センター	か所	6	6	6
	人	269	269	269
障害児等療育支援事業	か所	1	1	1
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人	3	3	3
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人	2	2	2
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	—	4	4	4
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人	24	24	24

地域生活支援事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム	か所	1	1	1
	人	15	15	15
訪問入浴サービス	人	4	4	4
	回	396	396	396
中途障害者生活訓練	人	1	1	1
日中一時支援	人	23	23	23
	回	118	118	118
スポーツ・レクリエーション教室開催等	—	有	有	有
障がい福祉のしおり発行事業	—	有	有	有
奉仕員養成研修事業	人	80	80	80
身体障害者自動車運転免許取得助成事業	人	3	3	3
重度身体障害者用自動車改造助成事業	人	6	6	6

## 8 計画の推進

- (1) 関係機関との連携
- (2) 国および北海道との連携
- (3) 計画の進行管理

凡例：

訪問系

日中活動系

居住系

